

ゆめスタジオみゆき店 会員規約

第1条(名称)

本スタジオは「ゆめスタジオみゆき店」(以下、「本スタジオ」という)と称します。

第2条(目的)

本スタジオは身体系カルチャー教室を通じて、身体文化に対する正しい理解と関心を促し、健全な心身の育成と健康的で充実したライフスタイルの支援を図り、活力ある地域社会の創造に貢献することを目的とします。

第3条(事務局所在)

本スタジオの事務局は、広島県広島市南区宇品西6丁目7-14 ゆめタウンみゆき店2階「ゆめスタジオ」内におきます。

第4条(入会資格)

本スタジオに入会できる方は、本人(高校生以下の場合は保護者)が自身(ご子弟)の健康管理に責任を持つことができ、各クラスに定められた参加資格に該当していることを条件とし、かつ当スタジオの目的・趣意に賛同された方とします。なお、暴力団関係者、入刺青のある方は、ご入会いただくことができません。

第5条(営業日数)

会員は登録したクラス毎に定められた曜日、時間に参加することができます。また、本スタジオの事由により曜日、時間を変更することがあります。なお、本スタジオの営業日は、当スタジオが定めた営業カレンダーに基づき、1ヶ月4週制(年間48週制)を基本とします。

第6条(運営方針)

本スタジオは、各クラスに応じた指導要領に基づき、担当講師の指導のもと、スクール制(クラス登録制)により運営いたします。

第7条(休業)

- (1) 天変地異、その他不可抗力の事由により施設の利用ができない場合、または、危険が予測される場合は、事前予告なく臨時休業とする場合があります。なお、その場合は、原則として代替営業はいたしません。
- (2) 年末年始は休業とします。また、施設点検・補修のため、休業日を設ける場合があります。

第8条(入会手続き)

本スタジオの入会希望者は、別に定める入会申込書に必要事項を記入し、入会事務手数料、月会費を添えて、お申し込みいただきます。

第9条（会費）

- （1）会員はクラス毎に定められた会費を、原則として前月26日（金融機関休業の場合は翌営業日）に自動振替（口座振替）にて支払うこととします。
- （2）指定の期日に口座振替が出来なかった場合は、滞りなく、スクールフロントにて直接納入していただきます。
- （3）入会時を除き月会費の日割計算は行いません。

第10条（会費等の不返還）

一旦ご納入いただいた入会事務手数料及び月会費（受講料）・教材費は、入会不許可、或いはクラス不成立の場合を除き、理由の如何を問わず返還いたしません。

第11条（退会）

当スタジオを退会する場合は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、前月の10日までにフロントに届け出なければなりません。届け出がない場合は出席、利用の有無にかかわらず在籍とみなし、所定の月会費をお支払いいただきます。

第12条（会員のモラル）

当スタジオの会員の方には、次のことを厳守していただきます。

- （1）施設内ではスタッフの指示に従い、施設の利用ルールを守ること。
 - （2）秩序を守り、本スタジオの目的・趣意に沿うよう協力すること。
 - （3）暴力行為、風紀を乱す行為は行わないこと。
 - （4）酒気を帯びて参加しないこと。
 - （5）施設内で一切の宗教活動や政治活動、許可なく販売行為を行わないこと。
- 身体文化参加者として、明朗快活、楽しい雰囲気をお大切にしてください。

第13条（除名）

第4条に虚偽の報告があった場合、第12条の各号に違反した場合、または、本スタジオの会員としてふさわしくないと認められた方は、除名させていただきます。

第14条（賠償範囲）

- （1）本スタジオ利用中に会員が身体傷害事故を蒙った場合は、応急処置を施しますが、その事故が本スタジオ側の故意または重大な過失、施設上の瑕疵に起因する場合を除き、本スタジオはその責任を一切負いません。また、会員の疾病を起因として発生した事故についても、本スタジオは一切の責任を負いません。
- （2）貴重品等は会員ご本人が管理するものとします。施設内で生じた、盗難、紛失について本スタジオは一切の責任を負いません。
- （3）天変地異または不可抗力により本施設内で会員が身体に傷害を蒙った場合、本スタジオは一切の責任を負いません。

第15条（発行）

本規約は平成21年10月17日より発効します。